

おたふくかぜワクチン接種費用 一部助成のお知らせ



おたふくかぜは、ムンプスウイルスの感染により起こる病気であり、日本小児科学会では、おたふくかぜワクチンについて2回接種（1歳と小学校就学前1年間）を推奨しています。郡山市では、1回目のワクチン接種費用の一部助成を行っています。接種を希望される方は、おたふくかぜワクチン接種説明書（裏面）をよく読み、有効性とリスクについて理解した上で、接種を受けましょう。

対象者

1歳から小学校就学前のお子様で、おたふくかぜワクチンを一度も接種したことがなく、おたふくかぜに一度もかかったことがない方

助成額

4,000円

※医療機関ごとに定められている接種料金から助成額（4,000円）を引いた金額が請求されます。

助成は
1人1回

持ち物

1. 母子健康手帳
2. こども医療費受給資格者証または国民健康保険証

※予診票は、指定医療機関に置いてありますので、接種時にご記入ください。

接種場所

郡山市内の指定医療機関

※事前に電話で確認のうえ受診してください。
※指定医療機関一覧は、市ウェブサイトに掲載しています。



市外でおたふくかぜワクチン接種を受けたい方へ

市外で接種を受ける場合、郡山市から接種を受ける自治体へ、予防接種の実施を依頼する必要があります。予防接種を受ける前に、依頼書の交付申請をしましょう。郡山市からの依頼前に接種した場合、費用の請求はできません。

また、必ず依頼書に同封されている郡山市の予診票を使って接種を受けてください。郡山市の予診票を使わない場合、費用の請求はできません。

【依頼書交付申請について】

郡山市ウェブサイトにて電子申請できます。

上記QRコードを読み込んでいただくか、「郡山市 おたふくかぜ」で検索し、「県外（市外）での接種を希望される方へ」の項目から入力画面へお進みください。

おたふくかぜワクチン接種説明書

【接種に当たっての注意事項】

予防接種は、体調の良い日に行うことが原則です。お子さんの健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子さんが以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかな発熱（通常 37.5℃以上をいいます。）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③おたふくかぜワクチンの成分に対して過敏症を起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適切な状態と判断した場合

1 おたふくかぜとは

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎やムンプスとも呼ばれます）は、ムンプスウイルスの飛沫によって感染し、発症します。潜伏期間は2～3週間で、他の人へ感染させる期間は、あごの下が腫れる6日前から、腫れてから9日後頃までです。

主な症状は耳下腺の腫脹・疼痛です。顎下腺、舌下腺が腫脹して発熱を伴うこともあります。

おたふくかぜにはさまざまな合併症を伴うことがあり、髄膜炎や脳炎・脳症などの神経の合併上が見られます。髄膜炎は10～100人に1人の割合で見られます。脳炎・脳症は稀ですが、後遺症を残すことがあり、死に至る場合もあります。他にも難聴（1,000人に1人の割合）や精巣炎・卵巣炎・膵炎などの合併症があります。妊婦が感染すると、流産の危険率が高くなります。

2 効果

おたふくかぜワクチンを1回定期接種している国ではおたふくかぜの発症者は88%減少し、2回定期接種している国では99%減少しています。

3 副反応

接種後10～14日後に微熱が出たり、耳の下や頬の後ろ、あごの下などが腫れたりする場合がありますが、自然に治ります。接種後3週間前後に、おたふくかぜワクチンが原因の無菌性髄膜炎が40,000接種当たり1人程度発生するとされています。ただし、おたふくかぜに罹った場合と比較してその頻度は低く、程度も軽いといわれています。

4 1か月以内に他のワクチンを接種している場合について

おたふくかぜワクチンは注射の生ワクチンであるため、他の注射の生ワクチンとは27日以上の間隔をあける必要があります。1か月以内に他の予防接種を行っている場合は、あらかじめ医療機関に御確認のうえ、来院されることをお勧めします。

5 健康被害救済制度

おたふくかぜワクチン接種を受けて健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による「医薬品副作用被害救済制度」に基づく救済の対象となります。健康被害が補償の要件を満たした場合、補償保険金等が支給されます。給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師及び郡山市保健所保健・感染症課感染症係へご相談ください。